

越生町建設工事等最低制限価格制度実施要綱

令和6年3月29日 要綱第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、越生町が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）並びに道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能若しくは構造の維持若しくは保全を図るための業務委託（以下「土木施設維持管理」という。）又は建設工事に係る設計、調査若しくは測量業務委託（以下「設計委託」という。）の契約に係る入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格を設定する入札の対象は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事及び土木施設維持管理に係る競争入札で、設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）が3,000万円を超えるものとする。
- (2) 設計委託に係る競争入札で、設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）が1,000万円を超えるものとする。
- (3) 前各号のほか、特に契約内容の適正な履行の確保が必要と認められるもの。

2 前項の規定に関わらず、当該契約の適正な履行が確保され、最低制限価格を設定する必要がないと町長が認めるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(建設工事及び土木施設維持管理における最低制限価格の設定)

第3条 建設工事及び土木施設維持管理における最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額が予定価格（税込）に100分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に100分の9.

2 を乗じて得た額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、予定価格（税込）に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- 3 前 2 項の規定に関わらず、町長が特に必要があると認めた場合には、予定価格（税込）に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額（その額に 1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、端数処理後の額が 10 分の 7.5 を下回る場合は、1, 000 円未満の端数を切り上げた額）を最低制限価格とすることができる。（設計委託における最低制限価格の設定）

第 4 条 設計委託における最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- 1 別表に掲げる業種区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表のアからエまでの欄に掲げる額の合計額（その額に 1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

- (1) 測量業務及び地質調査業務以外の業務については、第 1 項の規定により算出した額が、予定価格（税込）に 10 分の 8 を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に 10 分の 8 を乗じて得た額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、予定価格（税込）に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に 10 分の 6 を乗じて得た額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- (2) 測量業務については、第 1 項の規定により算出した額が、予定価格（税込）に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、予定価格（税込）に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に 10 分の 6 を乗じて得た額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- (3) 地質調査業務については、第 1 項の規定により算出した額が、予定価格（税込）に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に 10 分の 8.5 を乗じて得た額（1, 000 円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格(税込)に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格(税抜)に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

2 複数の業種区分から構成される設計委託における最低制限価格は、前項の規定により算出した額を一括合算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めた場合には、予定価格(税抜)に10分の6から10分の8(測量業務にあっては10分の6から10分の8.2、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5)の範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が予定価格(税抜)に10分の6(地質調査業務にあっては3分の2)を乗じて得た額に満たない場合は、1,000円未満の端数を切り上げた額)に、100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格書に予定価格(税込)、入札比較価格(税抜)及び最低制限価格(税抜)を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に最低制限価格を設定した旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を設けた対象競争入札について、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定はくじによるものとする。

3 第1項の最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、当該申込みに係る再度の競争入札に申し込むことができないものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業務区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分4.8を乗じて得た額
			技術経費の額に10分6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分4.5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」については、使用する積算基準書等に体系により、上段・下段を使い分ける。